

令和6年生駒市教育委員会

第3回定例会 議案

令和6年3月25日

生駒市教育委員会

令和6年生駒市教育委員会(第3回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第13号	生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について	1
議案第14号	生駒市学校医及び学校薬剤師の委嘱について	5

議案第13号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和6年3月25日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「教育こども部」を「教育部」に、

「

幼保こども園課	幼稚園係 保育園係
---------	-----------

」を

「

幼保こども園課	保育幼稚園係
こども園準備室	施設整備係

」に、

「こども総務課」を「児童総務課」に改め、同表子育て支援総合センターの項を削る。

第8条第1項中「子育て支援総合センターにあっては所長、図書館にあっては」を「図書館にあっては、」に改める。

第10条第1項中「、こどもサポートセンター」を削り、同条第3項中「子育て支援総合センターにあっては副所長、図書館にあっては」を「図書館にあっては、」に改める。

別表の1の表中「教育こども部」を「教育部」に改め、同表教育総務課の部学校給食センターの項第8号中「生駒市教育委員会に対する補助執行規則」の次に「(平成28年3月生駒市規則第10号)」を加え、同表教育指導課の部教育政策室の項第3号中「(平成28年3月生駒市規則第10号)」を削り、同表幼保こども園課の部を次のように改める。

幼保こども園課	保育幼稚園係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関する事 (2) 園児の入退園事務に関する事 (3) 幼稚園運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関する事 (4) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関する事 (5) 教職員の人事に関する事 (6) 教職員及び園児の健康管理並びに福利厚生に関する事 (7) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関する事 (8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関する事 イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等
---------	--------	--

		<p>の利用に係る支給認定に関すること。</p> <p>ウ 施設型給付費及び地域型保育給付費に関すること。</p> <p>エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。</p> <p>オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関すること。</p> <p>カ 市立の保育所及びこども園の運営に関すること。</p> <p>キ 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。</p> <p>ク 私立幼稚園に関すること。</p> <p>ケ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事に関すること。</p> <p>コ 保育所運営委員会に関すること。</p> <p>(9) 課の庶務に関すること。</p>
こども園準備室	施設整備係	<p>(1) 市立保育所及び幼稚園のこども園への移行に係る企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 幼稚園の用に供する教育財産の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関すること。</p> <p>(4) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</p>

別表の1の表こども総務課の部中「こども総務課」を「児童総務課」に改め、

同部庶務給付係の項第1号エ中「援護、育成及び更生の措置」を「助産施設における助産の実施」に改め、同号オ中「援護、育成及び更生の措置」を「母子及び父子の自立支援」に改め、同表子育て支援総合センターの部を削る。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育こども部長、教育こども部次長」を「教育部長、教育部次長」に改め、同条第4項中「総務部長、総務部次長」を「財務部長、財務部次長」に改める。

第9条第2号中「第10条第1号」を「第11条第1号」に改める。

第12条の2中「第11条第2号」を「第10条第2号」に改める。

(生駒市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会公印規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育委員会事務局教育こども部長印」を「教育委員会事務局教育部長印」に改める。

別表第2中 「 9
生駒市教育
委員会事務
局教育こど
も部長之印
」 を 「 9
生駒市教
育委員会
事務局教
育部長之印
」 に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

生駒市学校医及び学校薬剤師の委嘱について

生駒市学校医及び学校薬剤師に、別紙の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

記

委嘱：令和 6 年 4 月 1 日付（任期：令和 7 年 3 月 3 1 日まで）

職 名	推薦団体	氏 名	学校名
学校医	生駒市医師会	西川 大祐	生駒北小学校 真弓小学校 鹿ノ台小学校 鹿ノ台中学校 光明中学校
学校薬剤師	生駒市薬剤師会	中栖 久昌	真弓小学校 あすか野幼稚園